

法律第八十二号（平一六・六・九）

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五十三万四千八百二十二」を「三十三万九千八百八十四」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の行政機関の職員の定員に関する法律の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

（総務・内閣総理大臣臨時代理署名）